

# コミュニティ放送の現況について

平成30年6月30日

一般社団法人 日本コミュニティ放送協会  
(JCBA:Japan Community Broadcasting Association)

代表理事 富永 洋一

## 《コミュニティ放送の概要》

### ① 「コミュニティ放送」

- ・ H4.1、地域の活性化等に寄与することを目的に制度化された地上基幹放送。
- ・ 周波数帯域は超短波 FM76.1～94.9MHz。(既存局は76.1～89.9MHz)
- ・ 行政、観光、交通情報等地域情報を提供する地域密着型メディアとして普及。  
地域密着各種情報番組等、住民の要望に応える放送が、できる限り1週間の放送時間の50%以上を占める。(努力義務)
- ・ 県域FMと同様に市販のFMラジオで聴くことが可能。
- ・ 47都道府県、318局が運営(JCBA加盟238局・加盟率75%)。

### ② 「放送対象地域」

- ・ 原則、一つの市区町村の一部(概ね半径5～15km程度)。  
(定住自立圏域)地域的一体性(定住自立圏域)がある場合、隣接、隣々接する他の市区町村の一部も放送区域とすることが可能。  
※ 平成の大合併以降、放送区域が広域化しギャップフィラ中継局を設置

### ③ 「免許申請(先願方式)」

- ・ 非公示無線局として認定、申請者が利用できる周波数を見つけ、先に申請した者から審査される。

### ④ 「インターラクティブ配信＝サイマルラジオ」

- ・ 258局/318局(81%)が配信:JCBA加盟局 206局/238局(87%)

(H30.6月末現在)

#### 【放送の出力(空中線電力の上限値)の推移】

- ◇平成 4年1月: 1 W
- ◇平成 7年3月: 10 W
- ◇平成 11年3月:原則 20 W
- ※ 20W以下で必要最小限、20W以下の放送局もあります。
- ◇平成 21年7月:例外的 20 W超の基準明確化
- ※ 条件的に限定、20w超は北海道・沖縄地区で一部の局で認められています。

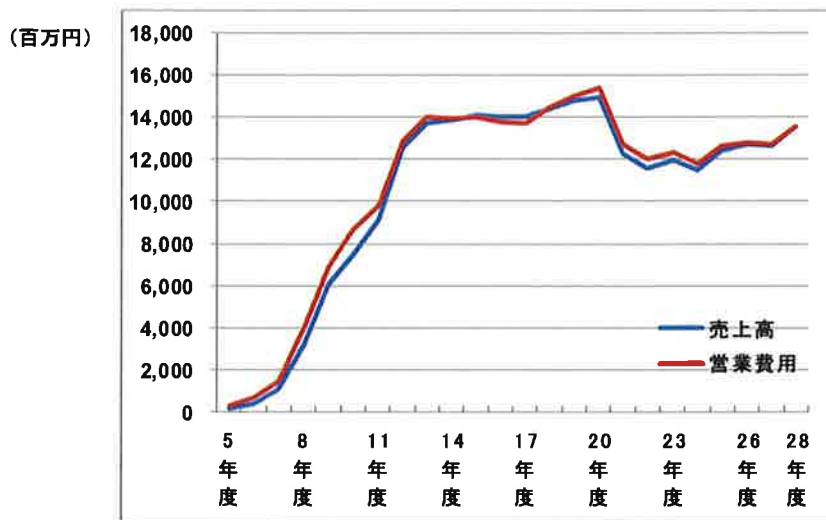
#### 【周波数逼迫地域】

- ・ 東京23区及びその周辺地域
- ・ 大阪市及びその周辺地域
- ※ 利用周波数帯域が  
V-LOW帯(89.9～94.9MHz)  
ガードバンド帯(84.9～89.9MHz)まで広がり  
改善の傾向ですが希望する帯域  
(76.1～89.9MHz)では依然厳しい状況。

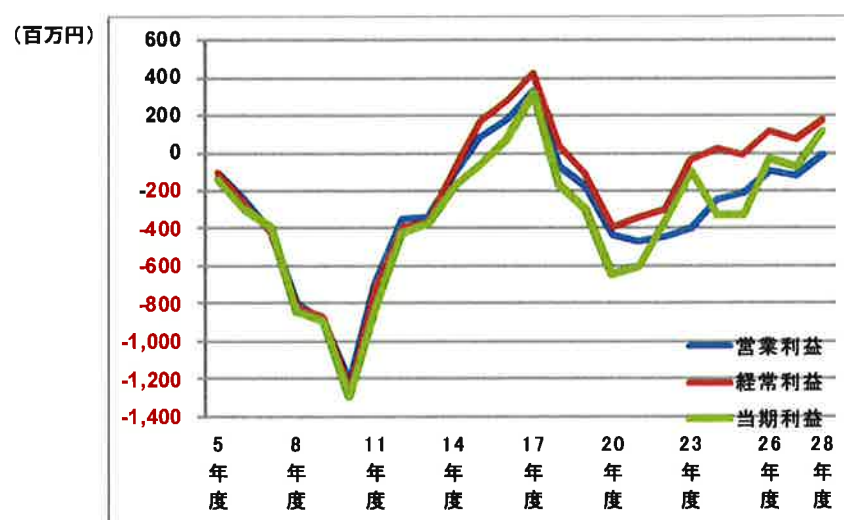
## 《コミュニティ放送局の経営状況》

- ・ 運営形態は株式会社・NPO法人・協同組合等様々で、経営規模は大多数が小規模です。
- ・ 経営基盤は、盤石とは言えず、人的、放送設備両面で、必要最小限で賄っています。
- ・ 平成28年度業界全体売上高は前年12,609百万円から13,559百万円と対前年7.5%増加、しかし単年度黒字社比率が63%、累積黒字社は28%と収益構造は依然赤字基調で、厳しい経営状況が続いています。  
1社平均営業収入は前年約4,600万円から約4,900万円、営業損失が前年約46万円から約4万円と改善しました。
- ・ 近年は同じ地域メディアであるケーブルテレビが母体の新規開局が増加しています。

### 売上高及び営業費用の推移

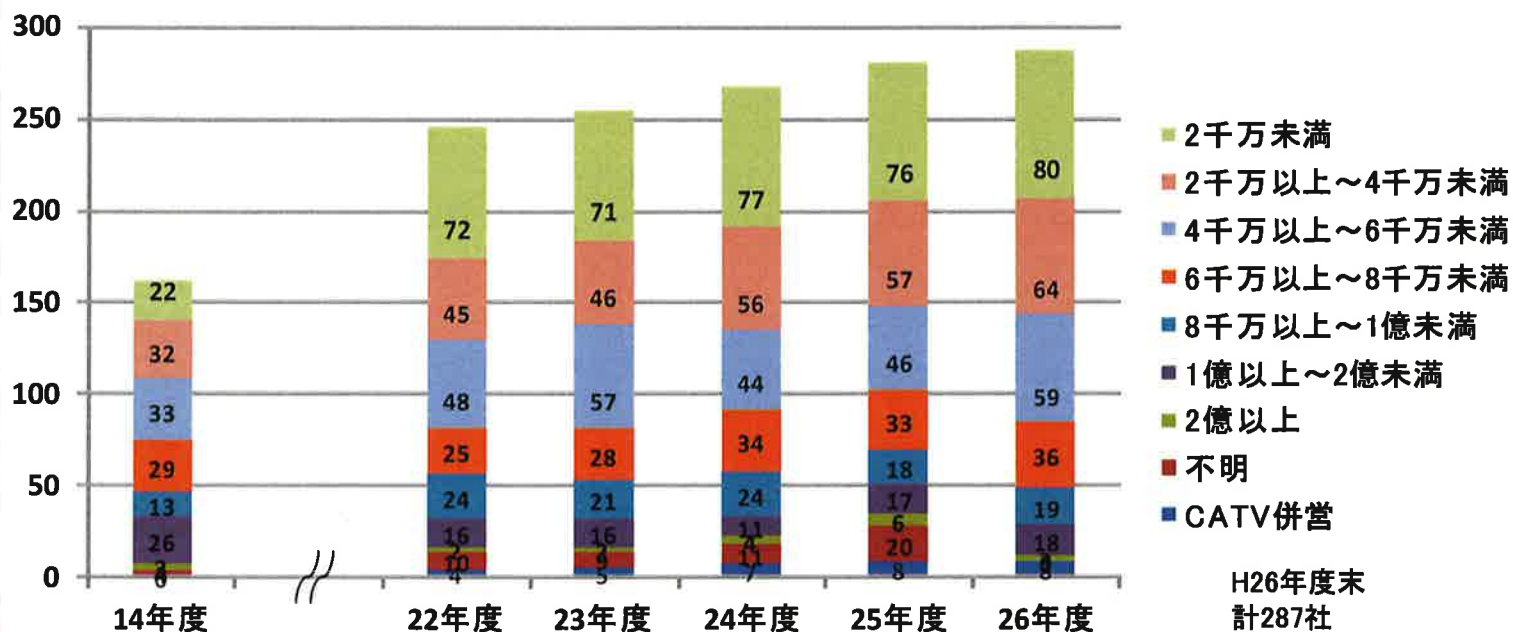


### 営業利益、経常利益及び当期利益の推移



平成28年度における一般放送事業者の収支状況報告に基づく275事業者の状況（総務省資料）

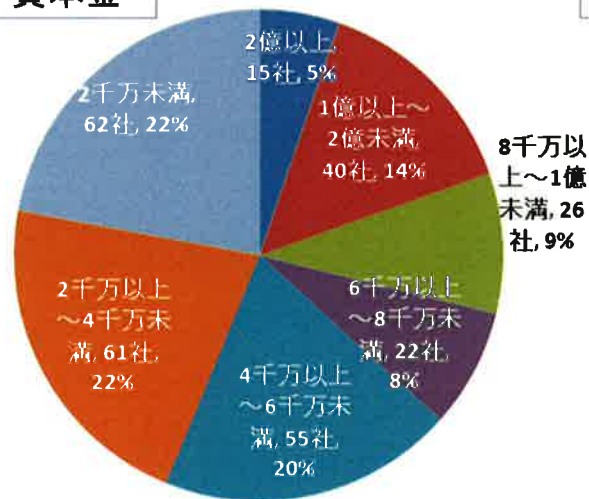
### コミュニティ放送局の経営状況（売上高分布状況）



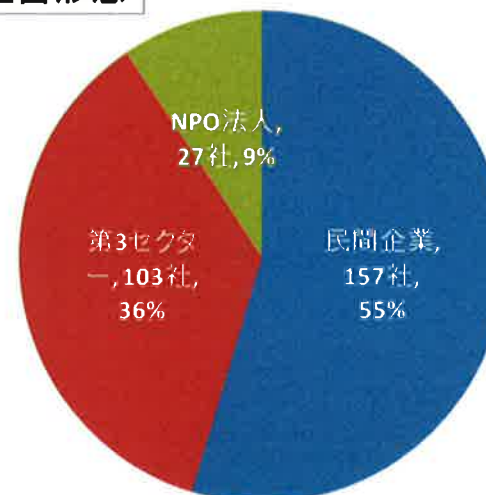
### 《損益分岐点》

地域格差があり一概に言えませんが、4～5千万円程度と推察されます。

### 資本金



### 経営形態



## 《災害時におけるコミュニティ放送の特色》

- ・自治体が発表するライフライン(電気・ガス・水道)状況、避難所の開設、救援活動等の詳細な情報をリアルタイムで提供できる。
- ・送信設備・放送設備、放送スタッフが確保されており、臨時災害放送局の受託が容易にできる。
- ・自治体と災害時の放送に関する協定を締結し、災害放送を行う体制が確保されている。
- ・災害時には、自治体が電話、電子メール等により、災害放送を要請する。  
緊急割込放送設備を利用し、他の放送に優先した臨時放送が実施できる。

### 【被災地で役に立ったメディア】

(日本民間放送連盟研究所「東日本大震災時のメディアの役割に関する総合調査」より)

		仮設住宅調査(%)	ネット調査(%)
当日	1	ラジオ 43.2	ラジオ 66.3
	2	ロコミ 40.4	テレビ 37.1
	3	自治体・警察・消防等 10.4	ロコミ 31.2
	4	テレビ 10.2	新聞 13.6
	5	自分の経験と知識 8.0	メール 11.1
翌日・翌々日	1	ロコミ 55.0	ラジオ 68.9
	2	ラジオ 53.2	テレビ 41.4
	3	自治体・警察・消防等 18.4	ロコミ 36.3
	4	新聞 14.4	新聞 25.9
	5	テレビ 13.6	メール 18.7
3日後～1週間後	1	ラジオ 58.6	ラジオ 64.1
	2	ロコミ 55.0	テレビ 60.3
	3	新聞 34.0	ロコミ 41.4
	4	テレビ 26.6	新聞 39.8
	5	自治体・警察・消防等 22.6	メール 30.6

【東日本大震災における通信情報】 (岩手県庁総合防災室・地域振興室連携調査より)

通信メディア	状況	備考
ラジオ	○	地域FM(県域・コミュニティ)は有効
固定電話(デジタル)	×	停電のため光回線は不可
固定電話(アナログ)	△	一部公衆電話は利用できた
携帯電話	△	電話は不通。メール、インターネットも輻輳のため困難
インターネット	△	臨時衛星通信車 直後は輻輳したが、ツイッター、SNSが役に立った
衛星電話	○	自治体の唯一の通信手段だったが連続3分しか使えない
防災行政無線	△	故障のため一部利用可能
庁内LAN、いわて情報ハイウェイ	×	ほとんど津波で流された
インターネット衛星通信	○	仮復旧に威力を発揮した
無線LAN	○	仮復旧に簡単に導入できた

【災害対策基本法に基づく協定と緊急割込放送装置の有無】

(総務省資料「H27. 12、コミュニティ放送局調査結果:295社」より)

災害放送に関する協定の締結状況

協定あり	274社(92.9%)
協定なし	21社( 7.1%)

緊急割込放送装置の設置状況

設置あり	193社(65.4%)
設置なし	102社(34.6%)

## 《自動起動(緊急告知)ラジオの導入》

- ・自動起動(緊急告知)ラジオの普及台数は全国で約64万台。  
※全国で105局が導入  
方式別台数は、DTMF(※1)約50,7万台、Comfis(※2)約7,6万台、EWS(※3)約6,1万台。
- ・普及経路  
自治体配布・販売74%、放送局配布・販売9%、個人購入3%、左記組合わせ14%。  
※活用財源は市町村単費が37%を占める
- ・緊急告知ラジオ平均価格  
DTMF:7,628円、Comfis:8,122円、EWS:8,733円。

※上記データは、（総務省資料「H29. 11、コミュニティ放送局調査結果：307社」）。

※1: 電話機等で使用されている「トーン信号(ピ・ポ・ハ)」を使用してラジオを自動起動させる。

※2: DTMF方式の「トーン信号」に対して、「自然音(ウィーン)」を使用してラジオを自動起動させる。

※3: 電波法施行規則第2条第1項第84号の2に規定される「緊急警報信号」を使用してラジオを自動起動させる。